

簡単！楽しい！
体操教室に参加しませんか

▼日時 11月21日(水) 10時～12時

▼場所 婦人センター

▼対象 市内に居住する65歳以上で、
軽い運動のできる方

▼内容 体力測定と簡単な体操

▼参加料 無料

▼定員 30人(申込順)

▼持ち物 動きやすい服装と靴、水
分補給の飲み物

▼申し込み 11月5日(月)から16日(金)
までに電話で高齢・介護G (☎5720)



▲体操教室

11月30日は個人事業税
(第2期分)の納期限です

個人事業税は、個人で事業を営む
方に課税される道税です。

忘れずに納めましょう。

▼問い合わせ 胆振支庁納税課

(☎249584)

平成20年4月から始まる 後期高齢者医療制度の説明会を開催します

問い合わせ
国保・年金グループ
(☎51771)

老人保健制度が『後期高齢者医療制度』に変わります。
この制度のしくみや関連する国民健康保険などの医療
制度について、説明会を開催します。

制度の概要

これまで国民健康保険や健康保険組合などの医療保険
に加入しながら『老人保健制度』で医療を受けていた75
歳(一定の障がいのある65歳)以上の方は、平成20年4
月からは新たにできた『後期高齢者医療制度』で医療を
受けることとなります。これまで健康保険組合などの被
扶養者だった方も被保険者となります。

この制度の運営は、道内のすべての市町村が加入する
北海道後期高齢者医療広域連合(ホームページ<http://iryokouiki-hokkaido.jp/>)が行います。

被保険者となる方

- 75歳以上の方
- 65歳以上で一定の障がいのある方(現在、老人保健法医療受給者証の交付を受けている方)

新しい保険証

対象者には、平成20年3月中に後期高齢者医療制度の新しい保険証を郵送します。

保険料は全員が納めます

- 個人の所得により算定された保険料を被保険者全員が支払うこととなります。保険料は介護保険料と同じように年金から天引きとなります。
なお、年間の年金額が18万円未満の場合、介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超えるときは、納付書または口座振替により納めていただきます。
- 保険料は道内のどの市町村でも同じになります。決まり次第お知らせします。

病院などの窓口では

病院などに支払う自己負担額は、現在の老人保健制度と同じ1割(現役並み所得者は3割)負担になります。

月 日	時間	場 所
11月15日(木)	10時	登別温泉公民館
	14時	婦人センター
11月16日(金)	10時	鷺別公民館
	14時	若草つどいセンター
11月19日(月)	10時	労働福祉センター
	14時	市民会館
11月21日(水)	10時	老人憩の家『緑寿の家』
	14時	老人憩の家『若汐の家』

※説明会は1時間程度を予定しています。